

(総務課 関連資料)

持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた 「中期プログラム」

〔平成20年12月24日〕
閣議決定

I. 景気回復のための取組

- (1) 世界経済の混乱から国民生活を守り、今年度を含む3年以内の景気回復を最優先で図る。このため、政府・与党においては、景気回復期間中に、減税措置及び定額給付金を税制抜本改革を前提に時限的に行うことを含め、当面、総額75兆円規模の景気対策（安心実現のための緊急総合対策、生活対策及び生活防衛のための緊急対策）を着実に実施する。特に、景気後退の影響が大きい雇用、企業の資金繰り、生活者支援等の面で、様々な政策手段を適切に活用しながら、最大限の努力を傾注する。また、政府は日本銀行と一体となって適切な経済運営に万全を期す。
- (2) あわせて、世界の潮流変化を先取りした経済成長の実現に向け、日本の底力を最大限に発揮させる成長戦略を具体化し、推進する。

II. 国民の安心強化のための社会保障安定財源の確保

安心強化の3原則

- 原則1. 中福祉・中負担の社会を目指す。
- 原則2. 安心強化と財源確保の同時進行を行う。
- 原則3. 安心と責任のバランスの取れた安定財源の確保を図る。

1. 堅固で持続可能な「中福祉・中負担」の社会保障制度の構築

急速に進む少子・高齢化の下で国民の安心を確かなものとするため、我が国の社会保障制度が直面する下記の2つの課題に同時に取り組み、堅固で持続可能な「中福祉・中負担」の社会保障制度を構築する。

- (1) 「社会保障国民会議最終報告」（2008年11月4日）などで指摘される社会保障制度の諸問題や「中福祉」のほころびに適切に対応し、その機能強化と効率化を図ることにより、国民の安心につながる質の高い「中福祉」を実現する。
- (2) 社会保障制度の財源（保険料負担、公費負担及び利用者負担）のうち、公費負担については、現在、その3分の1程度を将来世代へのつけまわし（公債）に依存しながら賄っている。こうした現状を改め、必要な給付に見合った税負担を国民全体に広く薄く求めることを通じて安定財源を確保することにより、堅固で持続可能な「中福祉・中負担」の社会保障制度を構築する。

2. 安心強化と財源確保の同時進行

国民の安心強化と持続可能で質の高い「中福祉」の実現に向けて、年金、医療及び介護の社会保障給付や少子化対策について、基礎年金の最低保障機能の強化、医療・介護の体制の充実、子育て支援の給付・サービスの強化など機能強化と効率化を図る。このため、別添の工程表で示された改革の諸課題を軸に制度改正の時期も踏まえて検討を進め、確立・制度化に必要な費用について安定財源を確保した上で、段階的に内容の具体化を図る。

3. 安心と責任のバランスの取れた財源確保

- (1) 社会保障安定財源については、給付に見合った負担という視点及び国民が広く受益する社会保障の費用をあらゆる世代が広く公平に分かち合う観点から、消費税を主要な財源として確保する。これは税制抜本改革の一環として実現する。
- (2) この際、国・地方を通じた年金、医療、介護の社会保障給付及び少子化対策に要する公費負担の費用について、その全額を国・地方の安定財源によって賄うことを理想とし、目的とする。
このため、2010年代半ばにおいては、基礎年金国庫負担割合の2分の1への引上げに要する費用をはじめ、上記2. に示した改革の確立・制度化及び基礎年金、老人医療、介護に係る社会保障給付に

必要な公費負担の費用を、消費税を主要な財源として安定的に賄うことにより、現世代の安心確保と将来世代への責任のバランスを取りながら、国・地方の安定財源の確保への第一歩とする。

具体的には、上記の社会保障給付及び少子化対策に要する費用の状況や将来見通し、財政健全化の状況等を踏まえて、税制の抜本改革法案の提出時期までに、その実施方法と合わせて決定する。

Ⅲ. 税制抜本改革の全体像

経済状況の好転後に実施する税制抜本改革の3原則

- 原則1. 多年度にわたる増減税を法律において一体的に決定し、それぞれの実施時期を明示しつつ、段階的に実行する。
- 原則2. 潜在成長率の発揮が見込まれる段階に達しているかなどを判断基準とし、予期せざる経済変動にも柔軟に対応できる仕組みとする。
- 原則3. 消費税収は、確立・制度化した社会保障の費用に充てることにより、すべて国民に還元し、官の肥大化には使わない。

1. 税制抜本改革の道筋

(1) 基礎年金国庫負担割合の2分の1への引上げのための財源措置や年金、医療及び介護の社会保障給付や少子化対策に要する費用の見通しを踏まえつつ、今年度を含む3年以内の景気回復に向けた集中的な取組により経済状況を好転させることを前提に、消費税を含む税制抜本改革を2011年度より実施できるよう、必要な法制上の措置をあらかじめ講じ、2010年代半ばまでに段階的に行って持続可能な財政構造を確立する。なお、改革の実施に当たっては、景気回復過程の状況と国際経済の動向等を見極め、潜在成長率の発揮が見込まれる段階に達しているかなどを判断基準とし、予期せざる経済変動にも柔軟に対応できる仕組みとする。

(2) 消費税収が充てられる社会保障の費用は、その他の予算とは厳密に区分経理し、予算・決算において消費税収と社会保障費用の対応

関係を明示する。具体的には、消費税の全税収を確立・制度化した年金、医療及び介護の社会保障給付及び少子化対策の費用に充てることにより、消費税収はすべて国民に還元し、官の肥大化には使わない。

2. 税制抜本改革の基本的方向性

社会保障の安定財源確保を始め、社会における様々な格差の是正、経済の成長力の強化、税制のグリーン化など我が国が直面する課題に整合的かつ計画的に対応するため、下記の基本的方向性により更に検討を進め、具体化を図る。

- (1) 個人所得課税については、格差の是正や所得再分配機能の回復の観点から、各種控除や税率構造を見直す。最高税率や給与所得控除の上限の調整等により高所得者の税負担を引き上げるとともに、給付付き税額控除の検討を含む歳出面も合わせた総合的取組の中で子育て等に配慮して中低所得者世帯の負担の軽減を検討する。金融所得課税の一体化を更に推進する。
- (2) 法人課税については、国際的整合性の確保及び国際競争力の強化の観点から、社会保険料を含む企業の実質的な負担に留意しつつ、課税ベースの拡大とともに、法人実効税率の引下げを検討する。
- (3) 消費課税については、その負担が確実に国民に還元されることを明らかにする観点から、消費税の全額がいわゆる確立・制度化された年金、医療及び介護の社会保障給付と少子化対策に充てられることを予算・決算において明確化した上で、消費税の税率を検討する。その際、歳出面も合わせた視点に立って複数税率の検討等総合的な取組みを行うことにより低所得者の配慮について検討する。
- (4) 自動車関係諸税については、税制の簡素化を図るとともに、厳しい財政事情、環境に与える影響等を踏まえつつ、税制の在り方及び暫定税率を含む税率の在り方を総合的に見直し、負担の軽減を検討する。
- (5) 資産課税については、格差の固定化防止、老後扶養の社会化の進展への対処等の観点から、相続税の課税ベースや税率構造等を見直

し、負担の適正化を検討する。

- (6) 納税者番号制度の導入の準備を含め、納税者の利便の向上と課税の適正化を図る。
- (7) 地方税制については、地方分権の推進と、国・地方を通じた社会保障制度の安定財源確保の観点から、地方消費税の充実を検討するとともに、地方法人課税の在り方を見直すことにより、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を進める。
- (8) 低炭素化を促進する観点から、税制全体のグリーン化を推進する。

IV. 今後の歳出改革の在り方

歳出改革の原則

- 原則 1. 税制抜本改革の実現のためには不断の行政改革の推進と無駄排除の徹底の継続を大前提とする。
- 原則 2. 経済状況好転までの期間においては、財政規律を維持しつつ、経済情勢を踏まえ、状況に応じて果敢な対応を機動的かつ弾力的に行う。
- 原則 3. 経済状況好転後においては、社会保障の安定財源確保を図る中、厳格な財政規律を確保していく。

- (1) 経済状況が好転するまでの期間においては、景気回復と財政健全化の両立を図る観点から、財政規律を維持しつつ、経済情勢を踏まえて、状況に応じて果敢な対応を機動的かつ弾力的に行う。
- (2) 経済状況が好転した以降においては、社会保障の安定財源確保に向けて消費税を含む税制抜本改革を実行していく中、景気の後退により悪化した財政を建て直すべく、厳格な財政規律を確保していく。
具体的には、国・地方を通じ、社会保障、非社会保障の各部門について、以下の基本的方針の下にたゆまざる改革を実行することとする。

(社会保障部門)

- ・ 「中福祉」に見合ったサービス水準を確保するべく、安定財源の確

保と並行して社会保障の機能強化を図るとともに、コスト縮減、給付の重点化等の効率化を進める。

(非社会保障部門)

- ・ 非社会保障部門全体として、国民のニーズ等の変化を踏まえつつ、規模を拡大しないことを基本とし、効果的・効率的な公共サービスの提供を進める。

V. 中期プログラムの準備と実行

準備と実行に関する原則

- 原則 1. 経済好転後の速やかな施行のために、税制抜本改革の実施時期に先立ち、制度的準備を整える。
- 原則 2. 国民の理解を得ながら「中期プログラム」を確実に実行するため、税制抜本改革の道筋を立法上明らかにする。

- (1) 経済好転後の税制抜本改革等の速やかな施行のために、その実施時期に先立ち、改革の内容の具体化を進めるとともに、法案その他の制度的準備を整える。政府においては、経済財政諮問会議や政府税制調査会などで行われる議論も踏まえつつ、関係省庁が連携してそのための検討に着手する。
- (2) 2009 年度（平成 21 年度）の税制改正に関する法律の附則において、前記の税制抜本改革の道筋及び基本的方向性を立法上明らかにする。
- (3) 基礎年金国庫負担割合の 2 分の 1 への引上げについては、2004 年（平成 16 年）年金改正法に沿って、前記の税制抜本改革により所要の安定財源を確保した上で、恒久化する。2009 年度及び 2010 年度の 2 年間は、臨時の財源を手当てすることにより、基礎年金国庫負担割合を 2 分の 1 とする。なお、Ⅲ. 1. (1)における「予期せざる経済変動」に対応する場合には、それまでの間についても、臨時の財源を手当てすることにより、基礎年金国庫負担割合を 2 分の 1 とする措置を講ずるものとする。

(了)

社会保障の機能強化の工程表

「社会保障国民会議中間報告」及び「国民会議最終報告」に描かれた姿を基に作成

社会保障
国民会議最終
報告に基づく
機能強化の課題

2009 2010 2011 2012 2013 2014 2015 (～2025)

年金

基礎年金国庫負担割合2分の1の実現

財政検証

財政検証

実現

基礎年金の最低保障機能強化

制度設計・検討

法改正、順次実施

社会の構造変化に対する対応

・低年金・無年金者対策の推進
(保険料免除制度の見直し、受給資格期間の見直し、厚生年金適用拡大、保険料追納の弾力化)
・在職老齢年金制度の見直し等(→高齢者の就労に配慮した検討・実施)
・育児期間中の保険料免除(→他の少子化対策と歩調を合わせて検討・実施) など

医療・介護

(医療)

急性期医療の機能強化

診療報酬改定

診療報酬改定

診療報酬改定

(現行)都道府県医療計画(2008～12の5か年)
救急を含む急性期医療の新たな指針の作成

(新)都道府県医療計画(2013～17の5か年)

医師等人材確保対策

医師養成数の増加
臨床研修の見直し(医師と看護師等との役割分担の推進(制度的対応))

(従事医師数の増加)

レセプトの段階的なオンライン請求への切替え

レセプトオンライン化の完全実施

・救急・産科等の体制強化
・養成数、臨床研修、役割分担の見直し等の制度的対応による人材確保 など

・急性期の機能分化推進
・地域包括ケアの推進と在宅医療の強化・充実 など

2015年の姿

- 安心して出産できる体制
- 救急患者の受入れ、早期回復
- 社会復帰できる体制の構築

(介護)

介護従事者の確保と処遇改善

介護報酬改定

介護報酬改定

介護報酬改定

第4期介護計画(2009～11の3か年)

第5期介護計画(2012～14の3か年)

居住系サービス拡充と在宅介護の強化

基本方針の策定
介護事業所の雇用管理の改善、介護従事者の定着支援、潜在的有資格者の再就職支援等

+3%改定

・専門性等のキャリアアップ、夜勤・看護体制の充実等の評価を通じた介護従事者の処遇改善と確保 など

・医療との連携強化
・グループホーム等居住系サービスの拡充
・24時間対応の強化等在宅介護の強化・充実 など

2015年の姿

- 居住系サービスの拡充、24時間対応、小規模多機能サービス充実による在宅サービスの整備・機能強化
- 重度化対応、看取り機能、個室化・ユニット化等の施設機能の強化

少子化対策

仕事と子育ての両立を支えるサービスの質と量の確保

「安心子ども基金」の設置

「生活対策」、「5つの安心プラン」に基づくサービス基盤整備(2008～10)

新制度体系スタート

新たな制度体系の下での給付・サービスの整備

すべての家庭に対する子育て支援の強化

「安心子ども基金」の設置

・「安心子ども基金」による保育サービスの集中重点整備
・放課後児童クラブの緊急整備
・妊婦健診公費負担の拡充 など

新たな制度体系の創設をにらんだサービス基盤緊急整備

- ・保育所整備に加え、保育サービス提供手段の多様化(家庭的保育、小規模保育等)、供給拡大
- ・一時預かりの利用助成と普及
- ・訪問支援事業や地域子育て支援拠点の基盤整備 など

2015年の姿

- すべての子ども・子育て家庭に必要な給付・サービスを保障
- ・休業中 — 所得保障(出産前後の継続就業率55%)
- ・働きに出る場合 — 保育サービス(3歳未満児保育利用率38～44%)
(フランス、スウェーデン並み)
- 両給付は統合又は選択・併用可能に(シームレス化)
- ・働いていない場合 — 月20時間程度の一時預かりの利用を支援
- ・学齢児 — 放課後児童クラブ(低学年利用率60%)
→ 「小1の壁」の解消

子育て支援サービスを一元的に提供する新たな制度体系の構築

新制度へのステップとなる制度改正

児童福祉法、次世代法の改正

・育児・介護休業法の見直し

新たな制度体系の制度設計の検討

法制化

共通

社会保障番号・カードの導入

社会保障カード(仮称)の実現に向けた環境整備(実証実験の実施等)

→ 2011年度中を目途とした導入

次世代育成支援の人材養成事業(新規)

【趣旨等】

核家族化等により子育てに不安を持つ世帯の増加や地域・家族における子育て力の低下が認められること、また、新待機児童ゼロ作戦の展開、地域子育て支援拠点事業や一時預かり事業等の法定化などを内容とした改正児童福祉法が成立したことに伴い、子育て支援サービスの充実を図っていく必要がある中、地域力を活用した子育て支援の充実は重要であり、それを支える質の確保されたスタッフの養成研修を行う。

【事業内容】 次の1又は2のいずれかを実施する場合は3ポイント、いずれも実施する場合は6ポイントを配分

1 地域の様々な次世代育成支援の取組を把握し、親の子育てを支援するコーディネーター的役割を果たす者の養成

- (1) 子育て中の親のニーズの多様化と支援の意義
- (2) 子育て支援に関わる各施設との連携のあり方
- (3) リスクマネジメント(虐待対応(つなぎ)など)

などを中心として、コーディネーターとして必要な理解や知識などを得るための研修

2 地域で行われる子育て支援事業に参画する者の養成

- (1) 地域における子育て支援の必要性への理解
- (2) 保育の理解と援助

などを中心として、子育て支援に関する基本的な理解や知識などを得るための研修を行う。

(事業例)

地域子育て支援拠点事業、一時預かり、などにおける中核的担い手を支えるスタッフ養成



地域子育て支援拠点事業

1. 趣旨

地域において子育て親子の交流の促進や子育てに関する相談の実施等を行う子育て支援拠点（ひろば型、センター型、児童館型）の身近な場所への設置を促進する。

ひろば型のうち、多様な子育て支援活動の実施や関係機関とのネットワーク化を図り、子育て家庭へのきめ細かな支援を行い、機能拡充を図るものについて新たな補助単価を設定。

平成20年度 7,025か所	→	平成21年度 7,100か所																
<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="padding: 5px;">ひろば型</td> <td style="text-align: right; padding: 5px;">1,808か所</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">（出張ひろば）</td> <td style="text-align: right; padding: 5px;">452か所</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">センター型</td> <td style="text-align: right; padding: 5px;">3,565か所</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">児童館型</td> <td style="text-align: right; padding: 5px;">1,200か所</td> </tr> </table>	ひろば型	1,808か所	（出張ひろば）	452か所	センター型	3,565か所	児童館型	1,200か所		<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="padding: 5px;">ひろば型</td> <td style="text-align: right; padding: 5px;">3,100か所</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">（出張ひろば）</td> <td style="text-align: right; padding: 5px;">200か所</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">センター型</td> <td style="text-align: right; padding: 5px;">3,200か所</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">児童館型</td> <td style="text-align: right; padding: 5px;">600か所</td> </tr> </table>	ひろば型	3,100か所	（出張ひろば）	200か所	センター型	3,200か所	児童館型	600か所
ひろば型	1,808か所																	
（出張ひろば）	452か所																	
センター型	3,565か所																	
児童館型	1,200か所																	
ひろば型	3,100か所																	
（出張ひろば）	200か所																	
センター型	3,200か所																	
児童館型	600か所																	
※出張ひろばについては、開設翌年度にひろば型へ移行することとしている要件を見直し																		

2. 平成21年度予算（案）額 10,193百万円

3. 事業内容

○基本事業（下記の4事業を全て実施）

- | | |
|--------------------|-------------------|
| (1) 子育て親子の交流の促進 | (2) 子育て等に関する相談の実施 |
| (3) 子育て支援に関する情報の提供 | (4) 講習等の実施 |

① ひろば型（補助単価：3～4日型 @3,556千円 [@4,787千円]、5日型 @4,355千円 [@7,390千円]、6～7日型 @5,154千円 [@7,881千円]、出張ひろば加算 @1,343千円、地域の子育て力を高める取組の加算 @896千円（4事業実施の場合）、〔 〕内は機能拡充にかかる単価
常設のつどいの場を開設し、基本事業を実施するとともに、出張型ひろばの実施や地域との交流活動を実施する。また、子育て家庭へのきめ細かな支援により、ひろば機能の拡充を図る。

② センター型（補助単価：5日型 @7,491千円、6～7日型 @8,002千円）

専任の保育士等により、基本事業を園庭や専用スペースにおいて実施するとともに、既存のネットワークや子育て支援活動を行う団体等と連携し地域に出向いた活動を実施する。

なお、従来の地域子育て支援センター（小規模型）については、3か年の経過措置を設け、ひろば型又はセンター型に移行。

③ 児童館型（補助単価：@1,687千円（3日以上）、地域の子育て力を高める取組の加算 @448千円）
民営の児童館における学齡児が来館する前の時間を活用して、つどいの場を設け、子育て中の当事者等をスタッフとして交え、子育て家庭への支援を実施する。

3. 実施主体

市町村（特別区を含む。） ※NPO法人、社会福祉法人、民間事業者等への委託も可

4. 補助率

1/3

国1/3、都道府県1/3、市町村1/3
 国1/3、指定都市・中核市2/3

地域子育て支援拠点事業の21年度予算案について

- ①平成20年度7,025か所から、平成21年度7,100か所の整備を図る。
- ②ひろば型のうち、地域の子育て支援拠点として、多様な子育て支援活動の実施や関係機関とのネットワーク化を図り、子育て家庭へのきめ細かな支援を行い、機能拡充を図るものについて、新たな補助単価を設定。

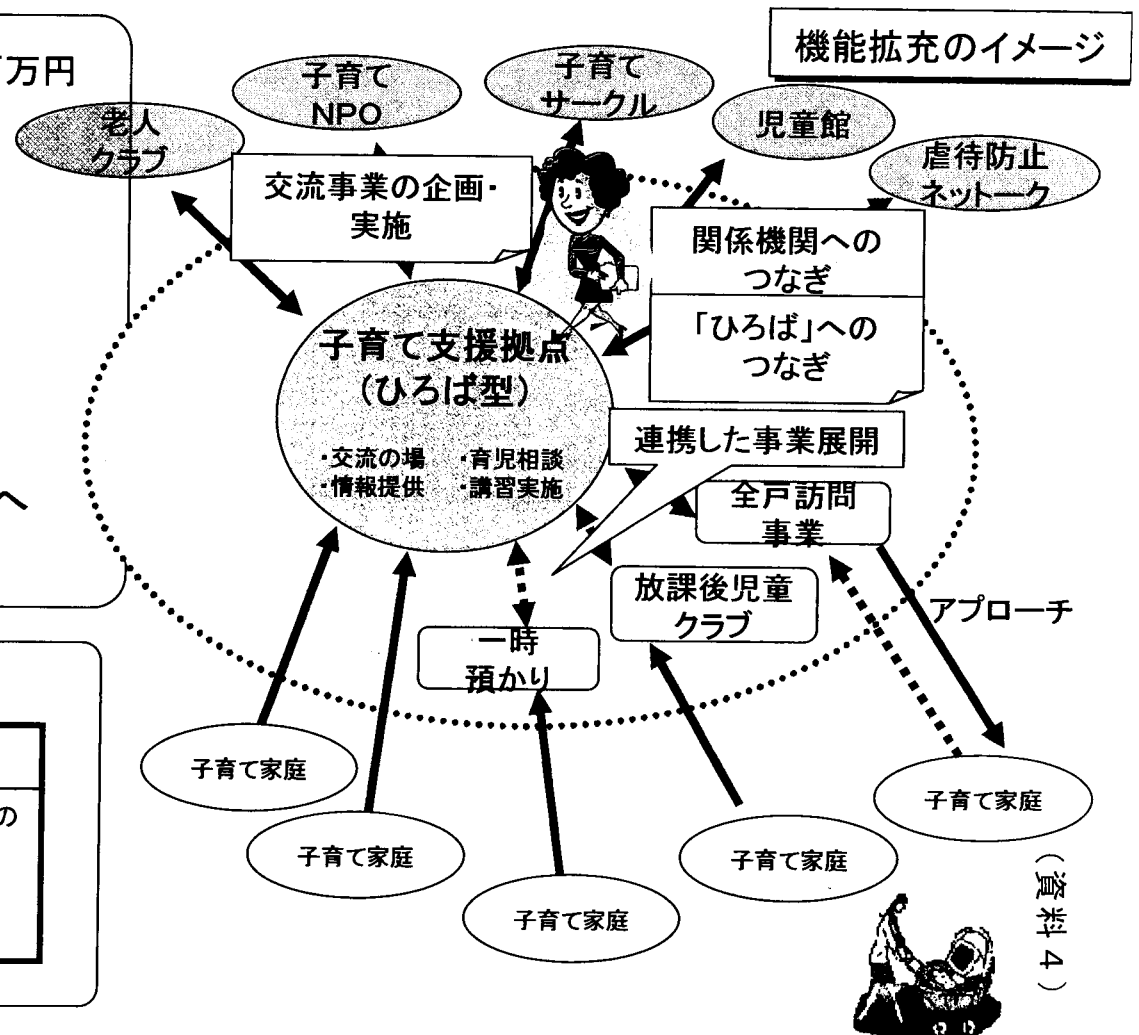
予算(案) 10,088百万円 → 10,193百万円

	(平成20年度)	(平成21年度)
ひろば型 (出張ひろば)	1,808 452	3,100 200
センター型	3,565	3,200
児童館型	1,200	600

※出張ひろばについては、開設翌年度にひろば型へ移行することとしている要件を見直し

機能拡充(ひろば型)

	通常単価	機能拡充に係る単価	※ただし、機能拡充の要件については右イメージ図による
3~4日型	3,556千円	4,787千円	
5日型	4,355千円	7,390千円	
6~7日型	5,154千円	7,881千円	



地域子育て支援拠点事業〔ひろば型〕Q&A

○ひろば型の機能拡充について

No.	内容	回答
1	補助対象を、市町村からの委託等により地域子育て支援拠点事業を実施している社会福祉法人等としているが、市町村直営の形態は対象とならないのか。	ひろば型実施の社会福祉法人等が、その取組と一体的に多様な子育て支援活動を実施するとともに、関係機関等と連携し、子育て家庭にきめ細かな支援が提供されることで、地域の子育て力を高め、子育て支援の充実が図られることを目的としている。社会福祉法人等の多様な主体が参画し、こうした役割を担うことをもって機能拡充としているが、市町村の直営の場合、ひろばの取組と連携して、多様な子育て支援を行い、かつ地域のネットワーク構築を進めることは本来の責務であると考えられることから、対象としていない。
2	地域における子育て支援活動の中で、一時預かり事業、放課後児童健全育成事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業を対象とした理由は何か。	法律に位置付けられた事業であり、さらに、一時預かりや放課後児童クラブについては、ひろばと一体的な実施による子育て支援活動の面的充実や多様なサービス提供による利便性向上、様々な子育て親子が集まることによる交流促進などが図られること、また、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業については、子育て親子をひろばや関係機関による必要な支援へつなぐことができることから対象としている。
3	一時預かり事業や放課後児童健全育成事業の場合、これに準じた事業も要件に該当するが、具体的な判断基準は何か。	市町村の単独補助により実施している場合のほか、市町村の支援がない場合であっても、一時預かりや就学児童の放課後の預かりを、社会福祉法人等が独自に実施している取組も該当する。
4	一時預かりや放課後児童健全育成事業について「ひろば型の開設場所(近接施設を含む)を活用」としているが、近接とは、どの程度の範囲を指すのか。	ひろばを中心に、子育て支援サービスが提供され、様々な子育て親子の交流促進が図られるよう、ひろばの開設場所を活用している。このため、近接施設としては、容易に行き来ができるような徒歩圏内を想定しているが、個別の状況により、ご判断いただきたい。
5	機能拡充に係る要件として、「市町村独自に補助又は委託を行っている事業のうち、ひろば型の活動の充実に資すると認められた事業」とあるが、どのような事業が想定されるか。	父親の子育て力を高めることを目的とする事業や、児童館、プレーパーク等での親子交流事業の実施など、子育て家庭と地域をつなぐものとして継続的な取組が想定されるが、各自治体において様々な子育て支援事業に取り組まれていることから、市町村の判断が尊重される。

地域子育て支援拠点事業〔ひろば型〕Q&A

No.	内容	回答
6	<p>子育て支援の取組とともに「関係機関や子育て支援活動を行っているグループ等とネットワーク化を図り、連携しながら」とあるが、具体的要件は何か。</p>	<p>子育て支援拠点の実施に当たっては、実施要綱において、既に、保育所、福祉事務所、児童相談所、…等と連携を密にし、効果的かつ積極的に実施するよう努めることを留意事項として掲げているが、機能拡充に当たっては関係機関等と連携し、地域のネットワークの一員としてきめ細かな支援の提供が必要であることから明記した。特に要件は問わないが、市町村等が設置している子育て支援のための協議会等に参画し、支援の必要な親子を関係機関につなぐ体制がとられている場合や、地域の子育て支援団体が自主的に設置しているネットワークに参画し、日常的に関係機関との情報交換が図られていると認められる場合などが考えられる。</p>
7	<p>地域の子育て支援のネットワークに参画し、コーディネーターとして活動しているが、ひろば開設のほかに子育て支援事業を実施していない場合、コーディネートのみでは機能拡充にかかる単価の適用対象にならないか。</p>	<p>ひろば型を実施している社会福祉法人等が、ひろばと一体的に多様な子育て支援活動を実施することで、様々な親子の交流促進につながることを目的としており、関係機関との連携による子育て支援策の提供など地域の子育て支援の面的充実が図られることを目的としており、コーディネート機能のみでは対象にならない。</p>
8	<p>機能拡充にかかる単価を適用した場合、これと併せて地域の子育て力を高める取組の加算を受けることができるか。</p>	<p>地域の子育て力を高める取組については、機能拡充に該当するひろば型であっても加算対象とする。ただし、市町村が機能拡充に該当すると認める独自事業が、実施要綱に掲げる地域の子育て力を高める取組のア～エの取組のいずれかに該当する場合は、機能拡充型の単価適用と重複して加算対象とすることは認められない。</p> <p>【参考】(ア)中・高校生や大学生等ボランティアの日常的な受入・養成を行う取組 (イ)地域の高齢者や異年齢児童等と世代間の交流を継続的に実施する取組 (ウ)父親サークルの育成など父親の子育てに関するグループづくりを促進する継続的な取組 (エ)公民館、街区公園(児童遊園)、プレーパーク等の子育て親子が集まる場に、職員が出向き、必要な支援や見守り等を行う取組</p>

地域子育て支援拠点事業〔ひろば型〕Q&A

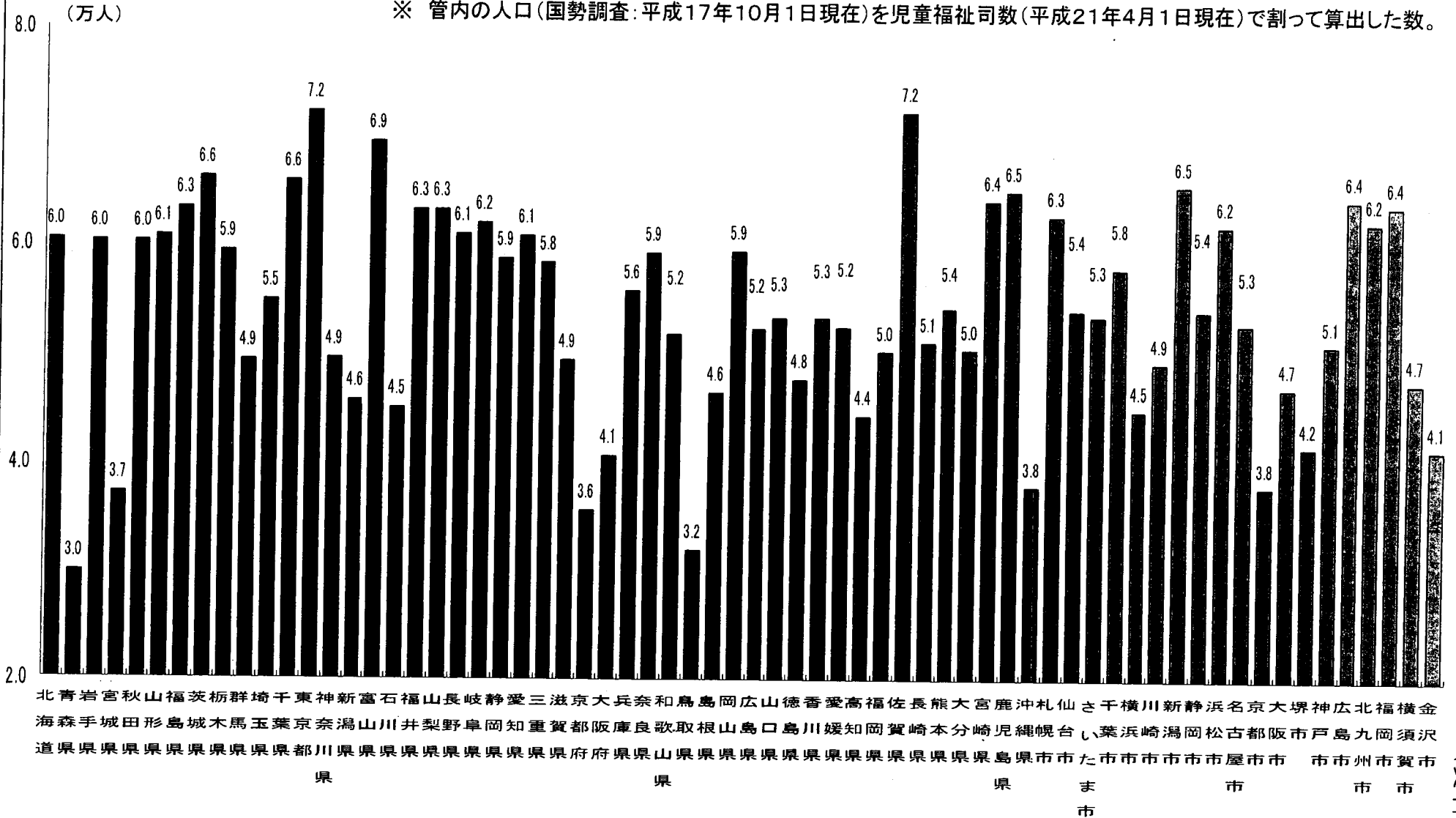
○出張ひろばの要件見直しについて

No.	内 容	回 答
1	「地域の実情やニーズにより常設のひろばを開設することが困難な事情がある場合に」出張ひろばを開設するものとしたが、どのようなケースが想定されるか。	常設のひろばを開設するための場所・担い手の確保が難しい場合や地域において対象となる子育て世帯数が少なく、常設では、子育て親子の交流促進といった効果が見込まれない場合が考えられる。この他、ひろば型開設の準備段階として、出張ひろばにより利用実態を把握する必要がある場合など、適切に判断していただきたい。
2	現行の「開設年度の翌年度にひろば型へ移行することを念頭に置いて実施」(初年度のみ加算対象)との要件を見直し、「利用実態など地域の実情を踏まえ、ひろば型への移行を進める」ものとしたが、移行までの期限をどの程度と見込むのか。また、移行まで加算対象となるのか。	明確な期限は設定していない。出張ひろばを実施する中で、地域において常設のひろば開設の条件が整った時点など、実情を踏まえ、積極的にひろば型への移行を進めていただきたい。
3	出張ひろばを、1か所で週2日開設と、別の2か所でそれぞれ週1日開設しているケースでは、職員の人件費や運営経費はあまり変わらないと思われるのが、加算額について、前者は1か所、後者は2か所と、か所数に応じた補助となるのか。	出張ひろばは、週1～2日、かつ1日5時間以上、場所を定めてひろば型と同様の取組を実施し、支援の充実を図るものである。このため、加算額は、従来どおり箇所数に応じた補助となる。 なお、例えば、毎週、地域の中で実施場所を変えて子育て支援の取組を行う場合、出張ひろばには当たらないが、センター型における地域支援活動に該当することも考えられることから、センター型としての実施形態について検討されたい。
4	これまで地域の協力団体を担い手として出張ひろば事業を実施してきており(翌年度移行の要件があって補助対象ではないが)、ノウハウを持っている。こうしたケースでも、ひろば型の職員が出張ひろばの職員を兼務することが要件となるのか。	ひろば型に従事している職員の兼務により、常設のひろばにおける活動を出張ひろばにおいて展開し、相互の連携・協力を図ることを想定していることから、これまでどおり兼務は必要となる。

都道府県等別 児童相談所の児童福祉司配置状況

都道府県別児童福祉司1人当たり担当人口(平成20年4月1日現在)

※ 管内の人口(国勢調査:平成17年10月1日現在)を児童福祉司数(平成21年4月1日現在)で割って算出した数。



(資料 6)

平成21年2月27日

都道府県
各指定都市 児童相談所担当 殿
児童相談所設置市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局
総務課児童相談係

一時保護施設等緊急整備計画の策定について

児童福祉の推進につきましては、日頃よりご尽力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、児童相談所の一時保護施設については、虐待を受けた子どもの保護等が増加しているなどにより、恒常的に定員を超過して保護している一時保護施設が見られることから、昨年度同様、全ての一時保護施設に対して下記1の調査を実施いたしますので、平成21年3月13日（金）までに回答方よろしくお願いいたします。

また、下記1の調査の結果、定員不足の状態にある一時保護施設を有する自治体におかれては、下記2のとおり、平成21年度末までに定員不足状態を解消するための改善計画「一時保護施設等緊急整備計画（以下、「緊急整備計画」という。）」を策定いただき、平成21年3月31日（火）までにご提出いただくようお願いいたします。

記

1. 一時保護施設の定員不足状態に関する調査

(1) 調査対象となる自治体

一時保護施設を有する全ての自治体

(2) 調査内容

別添1のとおり

(3) 提出期限

平成21年3月13日（金）

(4) 提出方法

別添1に記入の上、FAX又は電子メールにて当係宛に送付

2. 緊急整備計画の策定

(1) 緊急整備計画の策定の対象となる自治体

上記1の調査により、平成20年1月～12月末までの間で、一時保護施設の定員を超えて一時保護を行った日数が1日以上の一時保護施設を有する自治体

(2) 緊急整備計画に盛り込む事項

別添2のとおり

(3) 提出期限

平成21年3月31日(火)

(4) 提出方法

別添2に記入の上、FAX又は電子メールにて当係宛に送付

(5) 緊急整備計画の策定を行う自治体への特例措置

① 緊急整備計画に基づく各自治体における施設整備については、ハード交付金(次世代育成支援対策施設整備交付金)の取扱いに関し、優先的に取扱う。

② 緊急整備計画を策定した自治体については、緊急整備計画期間中、次の特例措置を認める(「児童福祉法による児童入所措置費等国庫負担金について(交付要綱)」の第7に基づく特例措置)

児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、障害児施設において、最低基準に照らし、施設・設備に余裕がある場合には、認可定員を超えての一時保護委託児童の受け入れを認める。また、その場合の事務費についても、日割りで支弁を行う。

(児童保護費等負担金(入所施設措置費))

(6) 緊急整備計画の策定を行わない自治体への措置

次の①及び②の補助について、緊急整備計画の策定を要件とする

① 一時保護施設整備(ハード交付金)

② 児童虐待・DV対策等補助金のうち「一時保護機能強化事業」及び「24時間・365日体制強化事業」の2事業

[問い合わせ先]

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課児童相談係

西浦、阿部

電話番号：03-5253-1111(内線7829)

FAX番号：03-3595-2668

メールアドレス：abe-masatoshi@mhlw.go.jp